

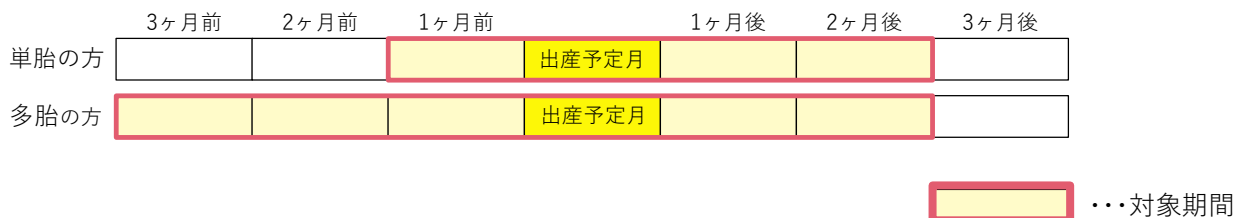
産前産後期間相当分（4ヶ月分）の国民健康保険料が免除されます！

対象となる方・受付期間

- 令和5年11月1日以降に出産予定の**国民健康保険被保険者**の方が対象です。
妊娠85日（4ヶ月）以上の出産が対象です（死産、流産、早産及び人工妊娠中絶の場合も含みます）。
※勤務先などの健康保険や共済保険などに加入している方は対象ではありません。
- 出産予定日の6ヶ月前から届出ができます。出産後の届出も可能です。

国民健康保険料の免除方法

- 国民健康保険料の所得割額と均等割額から、出産予定月（又は出産月）の前月から出産予定月（又は出産月）の翌々月（以下「産前産後期間」といいます。）相当分が減額されます。



※産前産後期間相当分の所得割保険料と均等割保険料が年額から減額されます。産前産後期間の保険料が0円になるとは限りません。

※多胎妊娠の場合は出産予定月（又は出産月）の3ヶ月前から6ヶ月相当分が減額されます。

- 保険料が減額された場合、払いすぎになった保険料は還付されます。

届出に必要な書類

- ① 届書（裏面が届出書となっていますのでご利用ください。オンライン申請もできます。）
- ② 母子健康手帳の出産予定日の記載ページのコピーまたは出生届出済証明のページのコピー
- ③ 出産する方の国民健康保険被保険者証、資格確認書または資格情報のお知らせのコピー

※出産後に届出を行う場合、親子関係を明らかにする書類が必要となる場合もあります。

※世帯の状況により、別途書類が必要となる場合もあります。



オンラインQR

届出先・問い合わせ先

美濃加茂市市民福祉部国保年金課国保・収納係 TEL 0574-25-2111（代表）内線222、229、221